

こ成環第207号
令和7年5月19日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

令和7年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和7年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和7年4月1日から適用することとされたので、通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

令和 7 年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和 7 年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号、以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 各自治体におけるこどもの居場所づくりを支援するコーディネーターの配置並びに居場所の立ち上げに対する支援をすることで、こどもの居場所づくりを推進する。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業実施要綱」（「令和 7 年度こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業の実施について」（令和 7 年 5 月 19 日こ成環第 201 号こども家庭庁成育局長通知）の別紙。以下「実施要綱」という。）に基づき、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）（以下、「都道府県等」という。）が行う事業に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第 2 欄に定める区分ごとに、第 3 欄に定める基準額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

前述により選定した額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
こどもの居場所づくりコーディネーター配置等事業	こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	1 市町村あたり ・コーディネーター3人以上の場合 16,084 千円 ・コーディネーター2人の場合 10,848 千円 ・コーディネーター1人の場合 5,328 千円	こどもの居場所づくりコーディネーター配置支援に必要な報酬、給料及び職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
	こどもの居場所立ち上げ支援	1 市町村あたり 50 千円×開設カ所数 ※新たに居場所を開設し、こどもの居場所づくりコーディネーターと連携する場合に限る。	新たに居場所を開設する団体への負担金、補助及び交付金	1/2

(注) こどもの居場所づくりコーディネーターは、実施要綱に定める必須業務を全て担う者を1人として数える。

(注) 地方自治体職員に支払う給料及び職員手当等について、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。

(注) 事業に係る食糧費について、会議及び説明会等における講師や委員の茶菓及び昼食に要する経費に限る。

(補助金の概算払)

- 5 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合にはおいては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- ア 都道府県等において、4の表第2欄に定める区分ごとの事業に要する配分について、事業間での配分の変更は認めない。
 - イ 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
 - ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
 - エ 事業が予定の範囲内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
 - オ 事業の遂行及び支出状況についてこども家庭庁長官の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
 - カ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 項の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - キ こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - ク 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - ケ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は様式 10 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
 - コ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類

を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合には、前記の期間を経過後、当該財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 項の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請手続）

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（1）市町村が申請を行う場合

①東京都以外

ア 市町村長は、様式 2 による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が別に定める日までに道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、市町村からアの申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式 3 と併せて、こども家庭庁が別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

②東京都

ア 市町村長は、様式 2 による申請書に関係書類を添えて、都知事が別に定める日までに都知事に提出するものとする。

イ 都知事は、市町村からアの申請書の提出があった場合には、これを取りまとめの上、様式 3 と併せて、こども家庭庁が別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

（2）都道府県が申請を行う場合

都道府県知事は、様式 2 による申請書に関係書類を添えて、こども家庭庁が別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

（変更申請手続）

8 この補助金の交付決定後の事業の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続に従い、様式 5 により、それぞれ、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

(標準処理期間)

- 9 こども家庭庁長官は、交付申請書及び変更交付申請が到達した日から起算して原則として2月以内に交付決定（決定の変更を含む。以下同じ。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 10 交付決定の通知は次により行うものとする。

(1) 市町村に対して行う場合

都道府県知事は、市町村に係る補助金について、こども家庭庁長官から交付決定の通知依頼があったときは、市町村に対し、様式4又は様式6により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(2) 都道府県に対して行う場合

こども家庭庁長官は、都道府県に係る補助金について、交付申請書又は変更交付申請書を受理したときは、9に定める期間内に、交付決定の通知を行うものとする。

(交付決定に対する不服)

- 11 交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(実績報告)

- 12 この補助金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

(1) 市町村が行う場合

①東京都以外

ア 市町村長は、道府県知事が定める日までに様式7による報告書を道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、市町村からアの報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに、様式8と併せてこども家庭庁長官に提出するものとする。

②東京都

ア 市町村長は、都知事が定める日までに様式7による報告書を都知事に提出するものとする。

イ 都知事は、市町村からアの報告書の提出があった場合には、これを取りまとめの上、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに、様式8と併せてこども家庭庁長官に提出するものとする。

(2) 都道府県が行う場合

都道府県知事は、事業の完了した日から起算して1月を経過した日（6のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は令和8年4月10日までのいずれか早い日までに、様式7による報告書をこども家庭庁長官に提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

13 交付額の確定の通知は次により行うものとする。

(1) 市町村に対して行う場合

都道府県知事は、市町村に係る補助金について、こども家庭庁長官から交付額の確定通知依頼があったときは、市町村に対し、様式9により速やかに確定の通知を行うものとする。

(2) 都道府県に対して行う場合

こども家庭庁は、都道府県に係る補助金について、交付額が確定した時は、都道府県に対し、こども家庭庁長官から速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

14 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事業により4、7、8、10、11、12及び13に定める算定方法、手続

にすることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けて、その定めるところによるものとする。